

■市民から寄せられた具体的な提案(まとめ)

1. 啓蒙・啓発

1) 障がい者に対する根強い差別や偏見をなくすために

特に精神障がい者に対する取り組みについて必要である。

また、高次脳機能障がい、性同一性障がい等、現状の障がい者枠では規定されていない人たちに対しての理解を進める必要がある。

① 各区で障がい当事者と町内会役員、民生委員や福祉活動をしている人や地域商店街の人たちなどを交えた懇談会の開催。

参考例)「地域通貨」を使って、ボランティア・サービスを地域の中で相互に使い、交流している例もある。

② 交流できる場の設定

・楽しく、気軽に障がいのある人も、ない人も交流できる場が必要。

③ 啓蒙・啓発

・教育の中で精神保健福祉に対して取り組む必要がある。

・福祉協力指定校制度を有効に活用し、児童生徒に啓蒙・啓発する。

・マスコミに正しい障がい者像を伝える必要がある。

・就労先としての企業への啓蒙・啓発。

・地下鉄車両(優先席や携帯電話等)やエレベーター、駐車場などの使用について啓蒙・啓発を行う。

・在宅酸素療法で液化酸素を携帯する呼吸器障がい者にとって「歩行喫煙」は危険であることを啓蒙・啓発する。

⇒提案

世界禁煙デー(5/31)でのビラ配りや禁煙促進運動参加。

さらに、段階的に喫煙禁止区域・抑制区域を設け、歩行喫煙に関する罰則を決める(病院敷地内や小学校周辺など)。

・胎児検査は、障がいのある子を中心絶させることにつながらなければならないので、親に専門家から適切なアドバイスをしたり、具体的な障がい者の事例を紹介するなどの啓蒙・啓発が必要。

2. 札幌市役所改革

1) 議会や各部局との連携

① 福祉のまちづくりを行う上で、縦割りの弊害をなくし担当部局の連携を強化する。

- ② 障がい当事者の声を議員に聞いていただき、福祉政策に反映してもらう。
- ③ 札幌市の障がい者施策の新規事業創設、見直し等にあたっては障がい者団体と事前協議し、協働作業で札幌市の障がい者施策向上及びノーマライゼーション社会の構築を進める。

2) 市役所職員の意識改革

- ① 市職員は、サービス提供者の視点に立ち、真摯に市民の声に耳を傾ける必要がある。特に窓口担当者の意識改革が必要。
- ② 市民のニーズに応えるために窓口職員の専門性が必要。
- ③ 制度やサービスに関する情報提供が必要。
- ④ 福祉行政を担当する職員が、障がい者の立場に立った対応や職員の質の向上を図り、障がいを持つ市民への対応を向上するために、職員自らが障がいの疑似体験をしたり、ボランティア休暇を活用して障がい者の生活のサポートを経験することを研修(必修)として実施する。

3) 市役所の取り組みについて

- ① 札幌市がこれまで行なってきた障がい者福祉に対する反省の上に立って、新たなビジョンを示す必要がある。
- ② 札幌市が民間企業のモデルとなるように積極的な障がい者の雇用促進と職場環境の整備。

3. 在宅福祉サービス

1) 精神障がい者の社会復帰のために

- ① 訪問看護、在宅精神障がい者ホームヘルパーの制度などの周知を図る。
- ② 社会復帰を進めるための医療と福祉の連携。
- ③ 社会的入院の解消を図る。
→厚生労働省が、平成16年9月2日に「改革ビジョン」を打ち出し、退院可能な患者7万人の解消をめざし、2006年度から本格的に取り組む。
- ④ 必要なとき(症状)に対応してもらえるホームヘルパー。
- ⑤ 薬物依存症者の自助グループによる支援は大きいので、評価が必要。

2) 入所施設の解体

現行の入所施設を解体し、在宅福祉へ向けた新たなサービスを開発する。

4. 福祉用具

1) 日常生活用具の助成について

- ① 聴覚障がい者に必要な光や振動などで感知できる装置の給付対象(等級的に)
かくだい
拡大。
- ② メガネの給付回数の増。
- 2) 地域にあつた器具の開発。
ちいき
地域にある研究者、事業者への開発費補助制度の創設。

5. 支援費制度

1) 制度の周知について

支援費サービスの拡充や変更について、迅速かつ広範囲に周知する。

2) 制度の運用について

① ホームヘルプサービスの時間決定において、制度移行時の格差(差別)を解消する。

② ガイドヘルプ

→18歳未満の子供にも支援費でガイドヘルパーを付けることが必要。

→就労、就学等でも使えるようにすべき。

→視覚障がい者に対する月最大60時間という制限の撤廃。

→施設入所者もガイドヘルパーが使えるような制度の整備。

→ヘルパーの資質向上も必要。→スキルアップ

③ ホームヘルパー

→身体介護と日常生活支援の組み合わせによる時間決定を行うこと。

→利用時間の上限設定を行なわずに利用者のニーズに応えるべき。

→包拝払いは、上限設定につながるので、国に反対の意思表明が必要。

→現実に即し、お金の振込みも行なえるようにすべき。

→それぞれの障がいに対応する際の理解と知識を持つように研修等を行なう必要がある。

→必要に応じた時間を決定するよう検討すべきである。

→入院中にもヘルパーを使えるように検討すべきである。

→訪問介護の利用回数を必要な時間と回数が受けられるようにすること。

④ その他

・支援費制度と介護保険制度の統合について議論されているが、多くの当事者団体が

反対している。札幌市としても国に対して反対を表明すべきである。

・支援費の一般財源化は利用抑制につながるので、国に反対表明する必要がある。

・業者のサービス内容についての情報等の公開。

・デイサービスなど業者の受け入れ体制が不十分。業者を選ぼうにも選択肢がない。

→事業者等への働きかけも必要。

・ケアマネージャーの役割を果たす人が必要。

6. 医療支援・保健サービス

1) 重複障がいがあっても利用できるリハビリ施設が必要。

2) 医療費について

① 重度心身障がい者医療費助成制度の本年10月見直しに際して、札幌市の様々な支援策が必要。

・制度移行と札幌市の制度について分かりやすく周知を行う。

・更生医療など他制度の情報についても周知を図る。

・通院治療費以外にも経済的な負担が大きいので、何らかの助成制度が必要。

② 心身障がい者医療費助成に精神障がい者も加える。

※精神保健福祉法第32条は、精神障がい者の通院について医療費の軽減を図っているが、入院には適用されていない。

3) 緊急医療体制について

① 緊急時の医療とその直後の不安を解消するためにショートステイが必要。

② 緊急時に札幌圏ということで北広島市や石狩市に振り分けることのないようにすること。

4) その他

① 人工内耳の手術は、医療者、教育者、当事者団体などから、その利点や課題を含む多様な情報が提供される必要がある。

7. 経済支援

1) 生活保護制度について

① わずかな収入が、収入認定され保護費から引かれる、就労意欲につながらない。

② 介助に係る経費の自己負担分も考慮が必要。

2) 年金について

① 年金、生活保護費などの支給額が減額してきていることへの不安。

② 支給額の減額に伴ない社会参加の機会が減ることへの懸念。

③ 無年金障がい者に対する支援策を国に求める。

支援策は、現行の障害基礎年金受給者に比較して不利のない制度を国に求める必要がある。

3) 割引制度について

① 有料道路の割引は、本人または同一世帯者の所有する車に限られ、自分で運転

できない人は対象にならないが、社会参加を進める上で拡充が必要なので、国に働きかけていく。

② 医療費の自己負担が増えるので、交通費の助成額が必要。

4) 補助金・助成金について

① 資金的に困っている障がい者団体への補助・助成金制度の創設。

制度の創設や具体的な運営にあたって、市民合意が得られる方法をとる。

8. 就労支援

1) 福祉工場について

① 精神障がい者を対象にした福祉工場が必要である。

・差別や偏見が強く、一般就労も難しい。

・小規模授産(作業所)施設に比べ、作業工賃が望める。

② その他の障がいにも合った福祉工場の必要性がある。

・意欲があっても一般就労が現状として難しい。

2) 一般企業への働きかけ

① 障がい者理解を呼びかける啓蒙。

② 特例会社制度の周知。

③ ひとつの仕事を分け合う分業やワークシェアリング方式の提唱。

→雇用主と働き手の負担を軽減する。

→就労時間が短縮されるので、障がいによっては就労が可能になる者が出てくる。

④ ジョブコーチや視覚障がい者のワークアシスタント制度などの積極的活用について

周知と啓蒙を図る。

3) 障がい者職業センターについて

① 道内1か所では少ない。市内にいくつか設置が必要。

② 法定雇用率の強化を市で実施するとともに、国へも働きかける。

4) その他

・北海道障害者雇用促進協会の周知と充実を働きかける。

・札幌市は、障がい者雇用を積極的に進めている企業に対して優先発注等の奨励施策を検討すること。

・障害者雇用促進法が定める法定雇用率を達成していない企業に対しては、札幌市が行う競争入札への参加資格を制限することを検討する。

・札幌市は、障がい者雇用に有効な対応である別枠試験を定期的に実施すること。

いどうしえん 9. 移動支援

ちかてつ

1) 地下鉄について

- ちかてつ かいさつぐち つうろ かいだん で い ぐち しゅうへん くら あぶ
① 地下鉄の改札口、通路、階段、出入り口の周辺が暗くて危ない。
→弱視などの視覚障がい者には危険。
- ほくだいふぞくびょういん しゅうへんえき きた じょう きた じょう
② 北大付属病院の周辺駅(北12条、北18条)にエレベーターとエスカレーターの
優先的な設置が必要。他の未設置駅についても整備が必要である。
- ちかてつえきでいりぐち ゆうどう てんじ ひつよう
③ 地下鉄駅出入口に誘導チャイムと点字ブロックが必要。
- ちかてつ かいだん い ち し おと てんじ ひつよう
④ (地下鉄)ホームでは階段の位置を知らせる音や点字ブロックが必要。
- てんじ ふせつ せいび なんばくせんあさぶえき
⑤ トイレまでの点字ブロックが敷設されていないところの整備 → 南北線麻生駅
- てんじ とういつか ふせつ じゅんしゅ ふとういつ ぶぶん さつきゅう とういつか
⑥ 点字ブロックの統一化した敷設の遵守(不統一な部分も、早急に統一化する)。
- お あんぜんさく せいび
⑦ ホームに落ちないような安全柵の整備。
- あんないす わ せいび
⑧ 案内図を分かりやすいものに整備。
- しよう しゃよう かいへいほたん きんきゅうよ だ てんじ せいび
障がい者用トイレの開閉ボタンや緊急呼び出しなどに点字シールを整備する。
- ちかてつしゃりょう くるま よう ふ
⑨ 地下鉄車両に車イス用のスペースを増やす。

2)バスについて

- ていしょう ろせん じかんたい じょうほう く やくしょ ふくし
① 低床バス、ノンステップバスの路線や時間帯などの情報を区役所や福祉センターで
提供する。
- どうにゅう はたら
② ノンステップバスの導入を働きかける。
- りょう さい まいかいしようがいしゃでちょう ていじ たいへん かんい けんとう
③ 利用に際して、毎回障害者手帳の提示は大変。コピーや簡易カードなどの検討も
必要。
- ない はんぱい けんとう
④ バス内でもウィズユーカードを販売するよう検討する。
しかくしょう しや ふべん せいりけん かんりやくか
視覚障がい者には不便なバス整理券の簡略化。
- てい おと てんじ はあく
⑤ バス停を音や点字ブロックで把握できるようにする。
- うんてんしゅ きょういく ひつよう ほどう よ と
⑥ バス運転手の教育が必要 → 歩道にすり寄せて止める。
・ノンステップバスのスロープや車イス固定装置の扱いについて周知する。
・車いす利用者の単独乗車を制限することができないように働きかける。

3)タクシーについて

- とうきかん もんだい
・冬期間の問題もあるためにタクシー券の増額が必要。
- きほんりょうきん ほじょ たりょうきん りょう
・基本料金のみの補助ではなく、その他の料金にも利用できるものとする。

4)JRについて

- わりびき たいしおきより かくじゅう はたら ひつよう
割引の対象距離を拡充するよう働きかけが必要。

5)全般、その他

- せいしんしょう しや きゅう しきゅう ふくしじょうしゃしよう かくじゅう
① 精神障がい者の1、2級に支給している福祉乗車証を3級まで拡充。
→積極的に活動をしようとする軽度の人に対する経済的補助が必要。

- ② 交通機関を整備して、運行路線・回数を充実させる
 いっぽんしやりょう ちゅうしんぶしんにゅう じかん せいげん
 ③ 一般車両の中心部進入を時間で制限する。
 こうきょうこうつう りょうよ おこな
 → 公共交通の利用呼びかけを行なう。
 えき ちか ちゅうりんじょう ふ ひつよう
 ④ 駅の近くに駐輪場を増やすことが必要。
 こうつうきかん ゆうどう あんないひょうじなど わ
 ⑤ 交通機関の誘導、案内表示等を分かりやすく。
 こうつうきかん ひょうかせいで どうにゅう
 ⑥ 交通機関の評価制度の導入。
 りょうしゃ してん さくせい じぎょうしゃ しつこうじょう はたら
 → 利用者の視点から作成し、事業者の質向上を働きかける。
 ふくし こうがく か けんとう
 ⑦ 福祉WIZカードの高額カード化の検討。
 げんじょう えんけん しよう つどこうかん ひつよう たいへん
 → 現状1000円券。しかし、使用の都度交換が必要で大変である。

⑧ その他

・敬老バス見直し案について

- (1) 期限付き割引制度にする。

(1年間 10,000円、2カ月間 2,000円など)

- (2) 利用範囲は従来どおり市内全域、回数など制限なし。

- (3) 利用者の証明……市長(区役所発行)が証明した敬老手帳。

・民間事業所等による移送サービス、あるいはS-T-S(スペシャル・トランスポート・サービス)を認知し、タクシー補助券使用を可能にする。

・タクシー券とガソリンチケットの料金格差をなくす。また、両方で使える共通チケットの発行を検討する。

10. 社会参加への支援

1) 小規模作業所について

- ① 補助金の増額を行う。

→ 現状では、職員の安定につながらず、利用者も不安。

→ 緊急雇用対策制度を利用して障がい者の福祉的雇用と指導員への助成を行う。

→ 無認可作業所に対する補助金を新たに創設し支援する。

→ 医療的ケア介助者の配置に対する補助を行う。

- ② 販売できる場が少ない。区民センターなど公的な場の積極的活用も検討すべき。

2) バリアフリーについて

① 除雪について

→ 地下鉄駅周辺、区民センター、福祉センター周辺の除雪の充実。

→ 身体障害者福祉センター周辺のロードヒーティング等の整備が急務である。

② エレベーター、エスカレーターについて

→ 公共施設で2階以上の建物には、エレベーター設置を行う。

→国や道の施設に対しても働きかける。

→エスカレーターは、下りの優先設置が必要。

→車イス利用者の上下移動は、エレベーターの設置を基本として整備する。

③ 信号機について

→身障者センター前の横断歩道は点字タイルがついて、信号もボタンを押すとすぐに変わる。このタイプの普及が必要。

→もみじ台団地周辺の道路で、このタイプの信号の検討が必要。

→押ボタンの位置が左右に設置できるよう検討が必要。

→押ボタン式信号の音声化。

④ 障がい者向けトイレについて

→いつでも使えるようにロック(鍵)はしない。公共交通施設から実践すべき。民間施設にも働きかける。

→避難場所に指定している公園トイレからバリアフリー化を図る。

⑤ 聴覚障がい者のバリア解消のために

→公共交通施設には緊急の場合にろうあ者に知らせる電光掲示板が必要。

→大きな会場での手話通訳にはプロジェクターやパソコン、磁気ループ等の機器も必要。

これら機材を公的な会場から優先的に整備することを検討する。

・手話通訳について(札幌市の手話通訳派遣制度)

内容によって対象外となる。幅広く利用者のニーズに応える必要。

→本庁勤務の専従手話通訳者の身分待遇の改善が急務。

・要約筆記制度について

→全国自治体の要約筆記派遣事業の情報窓口開設。

→要約筆記派遣事業バーター制度の検討。

→道内要約筆記サークル所在都市とのネットワーク提携制度の検討。

⑥ 視覚障がい者のバリア解消のために

→弱視者に階段が分かるように→黄色や赤色の目印が必要。

→点字ブロックを歩いても痛くないものなど材質や形状を検討する。

→歩道の看板など通行に支障のあるものについて強制的に撤去する。

→札幌市や福祉関係からの印刷物は、利用者によって点字または読み取り機(スピーチオ用)のS Pコードを打ったものに切り替える必要がある。

→パソコンの購入に際して補助制度の創設の検討。

現在、本体スキャナーで活字を読み取るソフトには補助がある。

→視覚障がい者がパソコンを学べる場が必要。

→銀行の A T M のテンキー形式がまちまちで使いづらい。また、ろうあ者には、トラブル時に助けを呼ぶ方法がない。

→パック詰めの商品が多いので、表示方式の検討や店員の教育が必要。

⑦ 建築物、道路のバリアフリー

→盲学校の前にある陸橋自体バリアになっている。また、坂道が急で冬が大変。

→札幌ドームの階段に手すりがないところがあるので、設置が必要。

→地下鉄駅から遠い位置に老人センター等がある場合には、途中にベンチを設ける等の検討が必要。

→歩道と車道の縁石が高すぎるので、タクシーや介助席から乗り降りをする人のためにも縁石を削る必要がある。

⑧ その他

→車イス利用者と視覚障がい者には、歩道や地下鉄周辺に置いている自転車が困る。条例などで罰則を設けて取締りを強化する。

→障がい者スポーツセンターの建設についての議論してほしい。

→新設の厚別プールのバリアフリー化。

→町中に簡単な案内地図が必要。

→施設入所者の話を聞く傾聴ボランティアの呼びかけ。

→心臓疾患で、I C D (植込み型徐細動器)を埋め込んでいる人は電磁波の影響を受ける。商店の盗難防止センサーも電磁波を出す。

→総務省は、ステッカー表示の指導で、強制力はない。札幌市は、ステッカー表示の義務付けと設置状態の実態調査など適切な対応が必要。

→自転車利用者のマナーが悪く危険。啓蒙が必要。

→駐車場、エレベーターなど身障者優先利用の効果的な表示を。

→バリアフリー促進のために障がい当事者がチェックしていく体制を築く必要がある。

→障がい者団体への活動補助金制度の創設。

11. 教育支援

1) 看護師資格のある養護教諭の採用

→医療的なケアが必要な児童の対応に看護師資格のある養護教諭が必要。

→現状では、家族に負担がかかっている。

2) 養護学校について

① 市立養護の新設。

札幌近郊には(高等)養護学校が少なく、市外へ行かざるを得ない。

② 養護学校の教育の中で社会に出て生活する技術も教える必要がある。

3) 統合教育について

① 統合教育は必要である。

・養護義務化=分離が障がい者排除につながっている。

・普通学校で学ぶ障がいのある子供たちへ支援が必要。

・学校のバリアフリー化も積極的に進める。

投票所や避難場所としても有効に機能する。

② ろう学校の普通学校への統合は、ろう児への手話によるコミュニケーション環境が保証されることが必要。

・大学へ進学したろうあ者の授業をサポートする体制が必要。

4) 啓蒙

① 障がい者を講師として普通学校へ積極的に呼ぶことで啓蒙につながる。

12. 住宅支援

1) 市営住宅について

① 障がい者に対応している住宅の不足。

② 抽選方法と優先枠の検討が必要。

③ グループホームへの転用の検討。

2) 入居保証人制度の創設

一般の賃貸住宅を借りる際の保証人として札幌市がなる。特に精神障がい者が難しいので、関係当事者団体と協議して保証する。

3) グループホームの増設

13. 施設サービス

1) リハビリと職業訓練を行なう総合的な施設が必要

2) 療護施設の新設←厚生労働省は抑制の方向

① 地域には受け皿となるサービスや住宅が不足している。

② サポートしてくれる家族の高齢化。

3) ショートステイの利用料の減免について

4) デイサービスの充実について

① デイサービスで自家用車での通所が認められないところがあるので、検討が必要。

5) 施設訓練等支援費について

70歳以上が施設訓練等で通所訓練する際に、必要経費である日用品費に対する経費の支給が減額され、結果として、利用者の負担増につながる。この改善についての検討が必要。

6) 第三者委員会の設置

法人形式を問わず設置し、利用者の苦情などに当たる必要がある。

14. 権利擁護システム(相談・支援)の構築

障がい当事者団体、弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会及び行政等がネットワークを構築し、障がい者の権利擁護推進体制の確保をすることが必要である。

15. その他

1) 家族への支援(レスパイトサービス)について

障がい者を抱える家族への支援と将来に対する不安で疲れている。

家族も福祉について学び、リフレッシュできる場が必要。

2) 身障手帳について

① 定期的に新しいものを交付。←現状は、希望者に再交付している。

→カード式なども検討を。

② 障がい等級の変更について

等級の変更を行なう際には本人へ周知が必要。

③ 身体障害者手帳の障害名の記載内容により本来受けられるサービスが、受けられない実態がある。札幌市は、独自の裁量でサービスの格差が生まれないように対応する必要がある。

3) インターネット、携帯電話を通じて各種情報の提供を。

→通信コストの補助や割引の実施 ←すでに各通信事業者が実施。

4) シルバー人材センターで障がい者が活動することができない。

→対応 市社協ボランティアセンターで登録ボランティアがある。

5) その他

・障がい者を対象としたコンサートや、障がい者の作品を集めた美術展覧会を行いたい。